

〔附録第三号〕

錦帶橋台築造

湯淺家古文書

## 序

此文書は「石塙書」と題して湯浅七右衛門末裔の湯浅家に伝わる巻物五卷を謄写したものである。去延宝二年、錦帯橋が洪水に因りて落橋流失し、其原因が橋台石塙の構造不備にあるを知りて吉川藩主は家臣湯浅七右衛門、米村茂右衛門の兩名を、近江国穴太に遣わし戸波駿河といえる石塙築造の老巧者に就き学ばしめたるが、此の石塙書は戸波家に一子相伝として伝えられたる其の秘藏の技術書である。戸波駿河は徳川家康以来其の寵用を蒙りたる築城石塙の名流にて、当時全国に其名の膾炙されたものと想う。湯浅等の就て学びたる戸波駿河は戸波家三代目の当主であつた。凡そ築城の事は当時の封建的国情として一種の軍機（要害）にも関することであるが、又すべての技術が「秘法」として口外されず、其れを伝ふる家々の特権として世祿を食みたるが故に現代にては工業学校にて普ねく諸生に教授さるゝ科目でも、昔は秘法とか口伝とかの障壁を瑣して一切他人に漏らさざりしものである。此書の末文に「一子の外努ゆめゆめ々他言他見不可有者也」とあるに見るも、如何に勿体振つたかを知るに足る。

伝説に云う、湯浅米村兩人は戸波家に行つて其仕法を学ばんとするも奥の伝を教えてくれぬので、段々時日を遷延し君命を果すことができない。もし果し得ないならば武士の手前腹十文字に掻き切つて申訳せねばならぬ。茲に於てか最後の一策として急ぎ帰国の用意を整え、一夜駿河を招き訣別の酒宴に事寄せて遂に其秘法を聞いた。其れを側で見た他の門弟が、師匠が一酔の興に任せて此の秘密を明かしたのは一大事、兩人を此ままに帰しては御家の法度相立ちがたいと、早速席を去つて兩人の帰路を要撃して亡き者にしてしまふと待伏せしていた。然るに天幸なるかな其の道が違つていたので兩人は其禍を免れ美事君命を果し得たといふことである。此の伝説は或は伝奇小説かも知れぬが、かほどにまで築城術に因む石塙築造の法が他人の見聞を憚つたことが当時の世情として推し測らるゝのである。

此くして錦帯橋の再建は延宝四年に竣功したのである。湯浅七右衛門の功や大なりといふべきである。昨二十五年のキ  
 ジア颱風に因りて錦川出水、錦帯橋の落失は其れ以来二百七十七年目の椿事である。其れ迄洪水は幾十回もあつたが微動  
 だもせざりしに、橋の寿命已に尽きていたものか此未曾有の大災を蒙つた。それにしても湯浅等が戸波駿河代々の秘伝に  
 よりて再建を成し二百七十餘年の寿命を保たしめたという事は、此の「石墻書」が今でこそ一帙の古文書に過ぎぬけれど  
 も、其の遺勳は一大権威書たるを失わぬものである。以て永く保存すべき珍什と思う。其の遺勳は其の心持で読まれ  
 命 卷物の原書は「お家流」の達筆で往々読解し難き字形あり。是らは推読のまゝ写したのだから読者は其の心持で読まれ  
 たい。

昭和二十六年二月七日

八十一 永 田 新 之 允

湯浅七右衛門の功や大なりといふべきである。昨二十五年のキ  
 ジア颱風に因りて錦川出水、錦帯橋の落失は其れ以来二百七十七年目の椿事である。其れ迄洪水は幾十回もあつたが微動  
 だもせざりしに、橋の寿命已に尽きていたものか此未曾有の大災を蒙つた。それにしても湯浅等が戸波駿河代々の秘伝に  
 よりて再建を成し二百七十餘年の寿命を保たしめたという事は、此の「石墻書」が今でこそ一帙の古文書に過ぎぬけれど  
 も、其の遺勳は一大権威書たるを失わぬものである。以て永く保存すべき珍什と思う。其の遺勳は其の心持で読まれ  
 命 卷物の原書は「お家流」の達筆で往々読解し難き字形あり。是らは推読のまゝ写したのだから読者は其の心持で読まれ  
 たい。

## 凡 例

一、「石墻書」は小形の巻物として綴子貼りに装禎され、合計五卷より成る。其第一卷は総目録にて一より五十二に至るそれ／＼築造の部分々々を分別したるものである。最後に連署ありて家元戸波駿河を筆頭とし、直伝を受けたる湯淺七右衛門之に次ぎ以下八名一子相伝え、天保十二年丑七月廿三日付にて湯淺太平定勝（花押）より湯淺平左衛門に引継がれたのが本原書である。

一、第一卷は総目録、第二卷は目録の一、殿守台方より十五、隅大抵仰形方に至る。

一、第三卷は目録十六、四隅定木方より三十七、待石之方に至る。

一、第四卷は目録三十八、水撃石墻方より五十、手木寸尺方に至る。

一、第五卷は目録五十一、籌量石方より五十二、古之石墻仰形方（方々石墻規矩手鑿、武州江戸殿守台法）に至りて終る

一、本書中口伝と称する項目亦少なからず、これは文書に現わし難き多岐に渉るものもあり、又文書にすれば他に漏るゝものあるを虞れた部分もあるからであらう。すべて此時代の家伝技工には此種のもの多し。

一、延宝二年の錦帯橋台崩壊後の再建は此書に則りて石垣の築造が行われたるは無論であるが、麻里布、川下等の海岸干拓事業を吉川藩が施工する時の堤防築石は、湯淺家の手に依りて此仕法に従いたるより思うに、戸波の遺流は只だ橋台に適用されたばかりではなかつた事が、古文書によりて知られる。

一、私の謄写した石墻書は湯淺家に伝つた天保十二年の巻物五卷に依つたのである、同家には別に宝暦五年（天保十二年より八十六年前、七右衛門架橋の延宝一、二年より八十一、二年後）作製の小形折本の石墻書が在る。其れに比すると天保の分は用字の漢字が平仮名になつたり平仮名が漢字になつたり、又二三字句に相違はあるけれども一子相伝の文書

であるから其れは伝写の時に筆の都合でそうなつたもので、対照して見て殆んど同一のものである。私は相方を対照して字句や字形の不明瞭なところは文字を正しておいたから概ね謄写には誤りないと思う。

一、宝暦五年の分の相伝署名は左の通りである。  
漢文の前書は天保十二年のと同じである。

戸波 思駿 河宗珍  
湯浅 安右衛門 高道

後七右衛門ト云

青 助兵衛 登伝  
湯浅 安右衛門 英道  
井下 五右衛門 信宗

宝暦五亥十一月廿八日

湯浅 平助 殿

- 一、此相伝書の青、井下は如何なる縁故か未だ明かにすることが出来ぬが、多分湯浅の実子が他姓を冒し居るものではないかと想う。宛名の譲受人湯浅平助は、天保十二年の文書に連名の平左衛門ではあるまいか。
- 一、本文書読解に苦むは字形不明もあるが一には現代とは用語を異にするものもありて一層困難を極めた。いよく不明のものは推測を以て字を用い填充したから、或は誤りあるかも知れぬ。
- 一、されど尙不明にて迎も推読できぬものは〇〇を入れておいた。

一、最後に「観音大士靈驗記」を採録して添えておく。是れは怪奇に属するが又八年の幽囚、殊に冤罪遠島の身になつてみれば、精神現象として斯の如さ不思議の事がないとも限らぬ。

一、此原本は湯浅家の末裔湯浅スミ媼より借覽したもので、同家も嗣子直文君夫妻夙に世を去り孫兒は遠遊の身であるから、家宝或は散佚の虞あり。吉川報効会の徴古館が永久保存の託を受けて居る。

昭和二十六年二月九日

岳 淵 永 田 新 之 允

百 齋 書 目 録

(卷辭藤壹卷)

(卷物第壹卷)

石 牆 書 目 錄

夫石牆者要害之本也、是以武將之下必有其人、余生其家、有受其傳、因題五十餘目、命二三子究之、冀曉其筌、弟之外別有二魚、鬼ノ在二耳。

- 一 殿守台方
- 二 矢倉台方
- 三 門 台方
- 四 見着之方
- 五 頰当之方
- 六 隅石矩見樣方 附卷樣
- 七 隅石大矩見樣方
- 八 隅石寸尺方
- 九 隅傍石寸尺方
- 十 隅石下布鐵方
- 十一 隅石姥口之方
- 十二 蛤口之方

- 十三 平石寸尺方
- 十四 隅仰形方
- 十五 隅大抵仰形方 (抵は底にあらざるか)
- 十六 四隅定木方 (宝曆五年の折本の分には四隅の四を省き隅定木方とあり)
- 十七 建仰木方 (同上の分には建定木方とあり)
- 十八 入土代木方
- 十九 組土代木方
- 二十 引水繩方
- 二十一 根石繩方
- 二十二 三四五繩方
- 二十三 頬仰下繩方
- 二十四 安根石方
- 二十五 扶石之方
- 二十六 築方
- 二十七 以三栗石一為三胴籠一方
- 二十八 就三石墻一高下好三平石一方
- 二十九 出隅入隅方

- 三十 將棊隅之方
- 三十一 裏石墻之方
- 三十二 摺合石墻方
- 三十三 布築石墻方
- 三十四 目通之方
- 三十五 玄翁摺合方
- 三十六 簾目之方
- 三十七 待石之方
- 三十八 水擊石墻方
- 三十九 平均際方
- 四十 水除石墻方
- 四十一 橋台之方
- 四十二 見地心止石墻方
- 四十三 山形石墻方
- 四十四 雁規石墻方
- 四十五 城内并戸石定方
- 四十六 続三隅石關<sup>二</sup>方

(宗廟式部の御本の位に於て四隅の四を省き隅或木式とあり)

(計測式部にあり)

四十七 取二海中ノ石一方

四十八 入二栗石一方

四十九 仰木寸尺方

五十 手木寸尺方

五十一 籌量石方

五十二 古之石墻仰形方

三 門合式

加 天會合式

壹 廻安合式

卷一

平式衛門類

大和十二平式門目三目

戸波 駿河 在判

湯淺 七右衛門 在判

青 助兵衛 在判

湯淺 安右衛門 在判

湯淺 七右衛門 在判

湯淺 平左衛門 在判

湯淺 幸介 在判

湯淺 平左衛門 在判

湯淺 延藏 在判

湯淺 太平

定勝 (花押)

天保十二年丑七月廿三日

湯 淺 平左衛門殿

(卷物第二卷)

壹 殿守台方

高低にはよるへけれども先は仰をつよくする物也、地心能共根石に念を入べし、海河ちかく亦是堀より根石いるゝ処もあるべし、左様の水辺は能根きりをして表裏の土代木を入べし、殿守台の内は皆栗石たるべし。

貳 矢倉台方

屋くら台、是も殿守台と萬端同前也、其内所によりて仰あひかわるべし。

三 門台方

門台は高さ大形二間三間ばかり也、すみ石大き成程もの也、傍石亦平石同前仰つよくせぬ也、高二間の仰壹尺五六寸ばかり也、三間には一尺七八寸より貳尺までしかるべし。

四 見着方

見つけは門台の仰に応じたる物也、見着の平石大き成程能く、ひかへは短くてもくるしからず、喩ばおもて三尺にて横五尺ひかへ三尺者にても四尺にてもよし、兎角石組なり能様にする事專一也、ならし俄にちいさき石にならざるやふに、まへかたより分別すべし。

五 頰当方 口傳

六 隅石矩見様附卷様 口傳

七 隅石大矩見様 口傳

八 隅石寸尺方

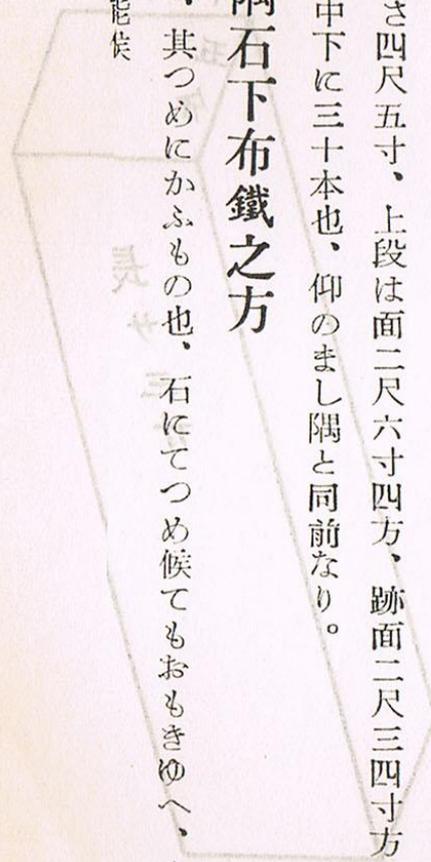
喩ば高さ七間の石墻には隅石三段に取也、下五本は面三尺五寸四方、長九、尺跡面上に同前、中段五本は面三尺四方、長八尺、跡面前、上段五本は二尺六寸四方、長七尺、跡同前、三段合七間也、しかれども仰から申ゆへ、高に少不足出来有之者也、仰次第に合点いたし右の五本之石に五分一寸程つゝまし入て能候

九 隅傍石寸尺方

右之隅石之傍石にしては下段の傍石はおもて三尺五寸四方、跡面三尺二寸四方、長さ五尺、中段之傍面三尺一寸四方、跡面二尺八寸四方、長さ四尺五寸、上段は面二尺六寸四方、跡面二尺三四寸方、長三尺五寸、如是之石隅石一本に二本つゝ着也、然て傍石は上中下に三十本也、仰のまし隅と同前なり。

十 隅石下布鐵之方

隅石傍石かさね置時、其つめにかふもの也、石にてつめ候てもおもきゆへ、くだけ候によりくるかねにてくさびのなり



此敷かね定たる寸法無之候、爰にかやうになりをしるし置也

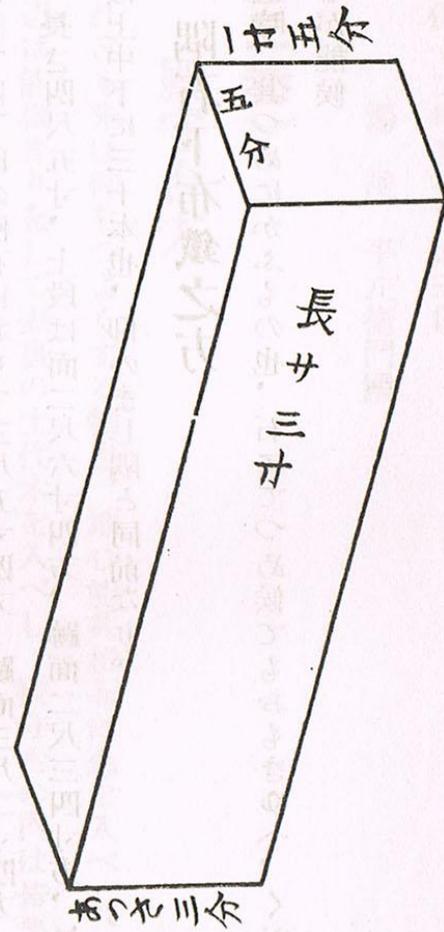
### 十一 隅石姥口方

隅石の端口上下七八分ばかり内へ、くつろきをなうへに取、深さは口にて三分ばかり取此姥口とよさる時は、かさね重きゆへ、隅かけしてあしく候。

### 十二 蛤口之方 蛤ばの事 口伝

### 十三 平石寸尺方

喩ば高サ七間之石垣に取合す平石は、下段石面三尺四方、跡面貳尺七寸四方、長七尺、中段之平石面貳尺五寸四方、跡面貳尺貳寸四方、長五尺五寸、上段平石面貳尺四方、跡面壹尺七寸四方、長四尺五寸、大形如是石取合也、然ども処によりて右之高さに隅石平石不足なる事もあるべし。又過たる程の事も可有之候。大形は如是にてしるべく候。高サ十間余、



又は高五間六間也、石墻も無法になぞらへ知るべし。

十四 隅仰形之方 口傳

十五 隅大抵仰形方

高式間之石墻 壹尺八寸仰

壹間目 壹尺壹寸

貳間目 七寸

高三間三尺五寸仰

壹間目 壹尺四寸五分

貳間目 壹尺貳寸五分

三間目 八寸

高四間四尺五寸仰

壹間目 壹尺五寸

貳間目 壹尺三寸五分

三間目 壹尺五分

四間目 六寸

高五間六尺五寸仰

壹間目 壹尺八寸

貳間目 壹尺六寸五分

三間目 壹尺四寸

四間目 壹尺五分

五間目 六寸

高六間九尺仰

壹間目 貳尺

壹間目 壹尺九寸五分

三間目 壹尺七寸

四間目 壹尺四寸五分

五間目 壹尺壹寸五分

六間目 七寸五分

高七間一丈二尺仰

壹間目 貳尺三寸

三間目 二尺五分

五間目 壹尺六寸

七間目 八寸

貳間目 貳尺貳寸

四間目 壹尺八寸五分

六間目 壹尺貳寸



高八間壹丈三尺五寸仰

壹間目 二尺五寸

貳間目 貳尺四寸

三間目 二尺二寸五步

四間目 貳尺五步

五間目 壹尺七寸

六間目 壹尺三寸

七間目 九寸

八間目 四寸

高九間壹丈五尺仰

壹間目 二尺六寸

貳間目 貳尺五寸

三間目 貳尺三寸

四間目 貳尺壹寸

五間目 壹尺八寸

六間目 壹尺五寸

七間目 壹尺壹寸

八間目 七寸五分

九間目 三寸五分

高拾間壹丈八尺

壹間目 貳尺六寸

貳間目 貳尺五寸五分

三間目 貳尺四寸五分

四間目 貳尺三寸

五間目 貳尺壹寸

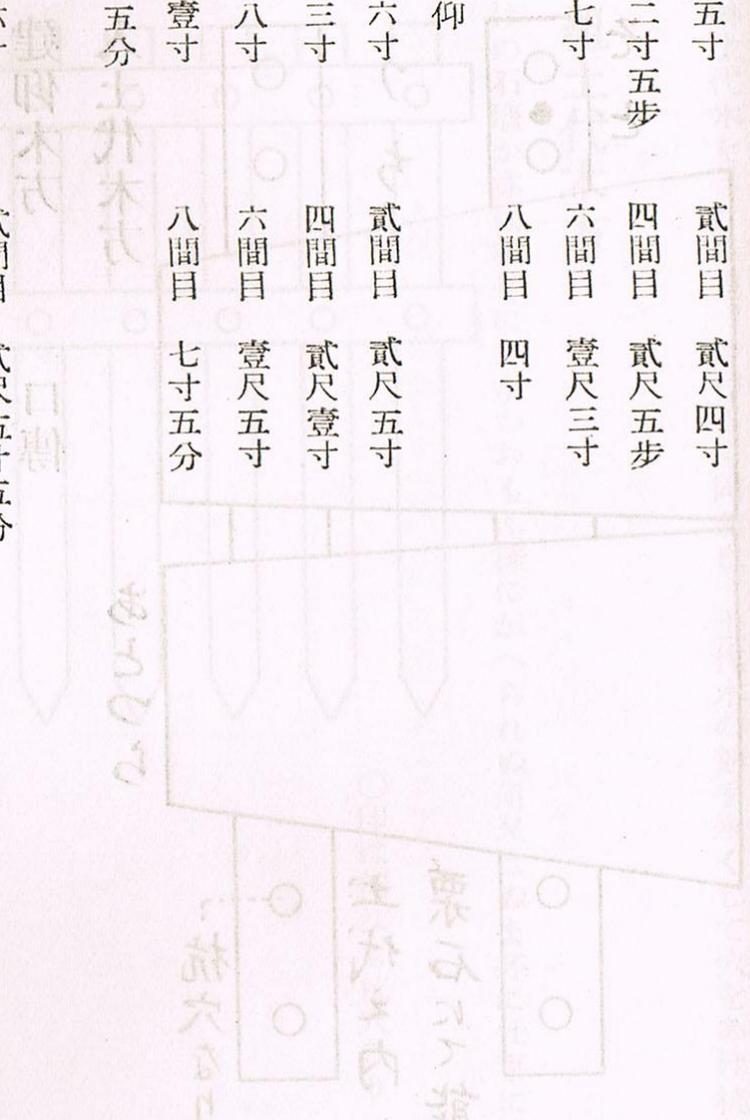
六間目 壹尺八寸五分

七間目 壹尺六寸

八間目 壹尺三寸

九間目 八寸五分

拾間目 四寸



(卷物第三卷)

十六 四隅定木方

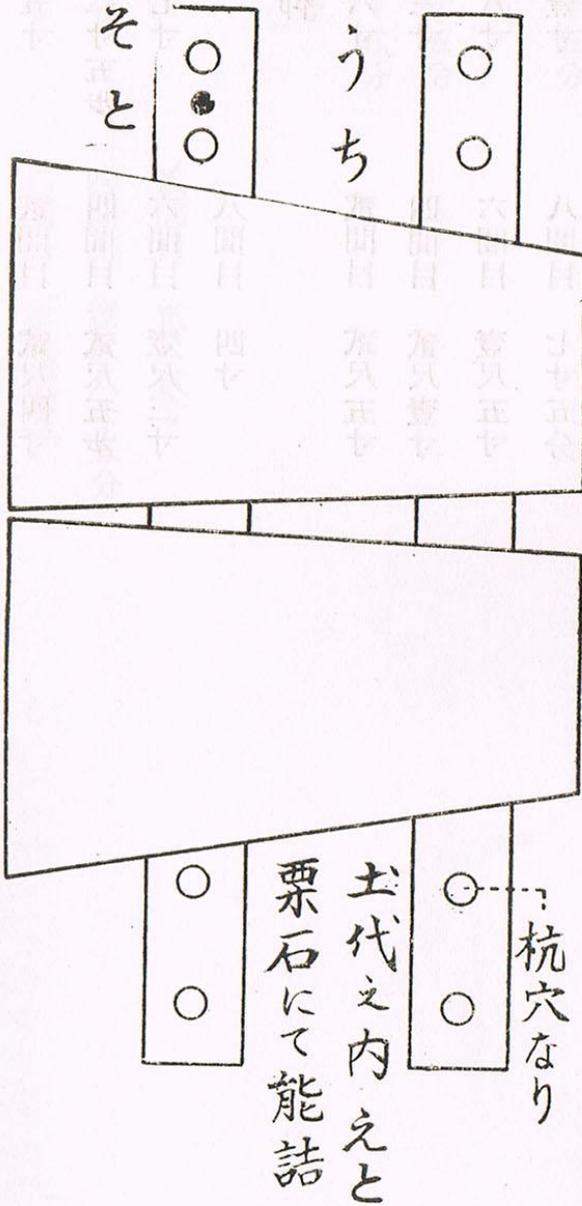
是は殿守台の時有之物也。其外にも大事の石墻にいたす事也。四方の隅にすみより五六尺ものけて立る也。石墻の隅り相違無之様にするため也、是は大工にたてさすもの也。矩の見様口伝まんでうと、これをいふもの也。

十七 建仰木方

口傳

十八 入土代木方

あとつら



おもて三寸計いたす

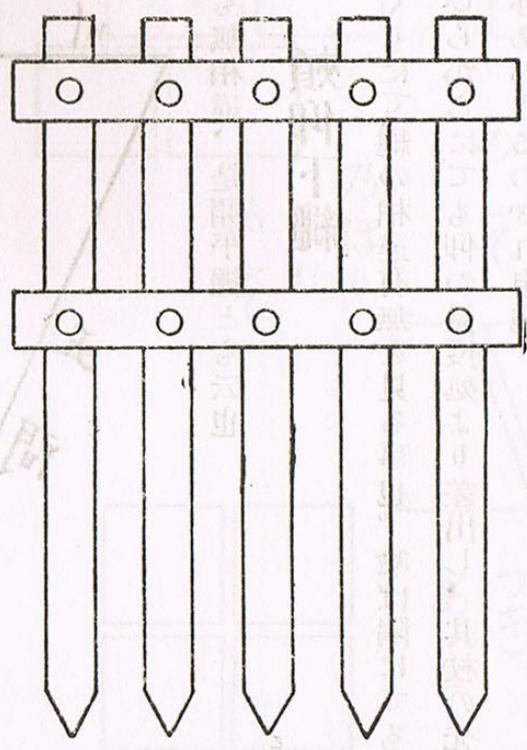
是は地心あしき所に入るものなり、生松の木よく候。石により其木のふとさの相違有之候。

右土代木仰に応じ跡土代木をさける也。けづるも同前也。土代木の継手永くして穴をあけ杭を打込、杭木には栗能候。

委は口伝。

### 十九 組土代木方

組土代と云は川よけの石墻か亦は堀杯にて水のおもふ様にかへられぬ所又はぬま杯に仕事に繪図に是をしるす伝口多し



○印は何れも杭穴なり

二十 引水繩方 口伝

二十一 根石繩方 口伝

二十二 三四五繩方

三四五繩と云はいか様の所にても、かねの手をろくにする繩也。如此する也。三間四間五間と三角にとる也。



是にてかねの手少も無相違、是開平繩とも云也

### 二十三 頰仰下繩

下繩の事大形下ふくりにて繩の相違有無を見る事也。喩ば隅にても平にても一間の仰を六尺五寸に割杖を二尺か三尺にても、隅から成ともひらからにても仰の見度処より差出し、其杖の先より下ふりをさけ、当る所を見、其下繩をさし見れば仰にあひたるか、亦あわさるの知れ申也

### 二十四 安根石方

口伝

根石居様と云事也

### 二十五 扶石方

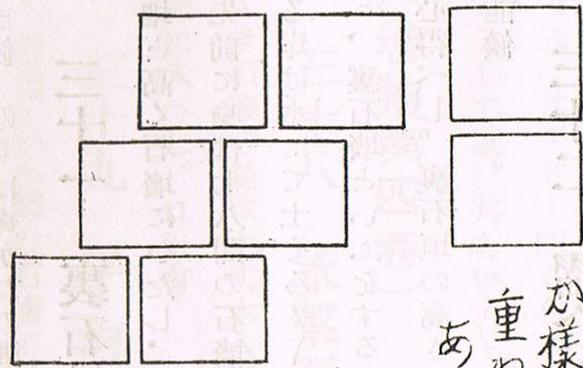
かい石の事也

敷かい石と云は石を下に敷其上に石をなおすを云う也。是能候。又うちかいと云はあきたる所へ打込申をいう也。是はあしく共、敷かい石にならぬ処有之ものに候。いづれもかい石は堅き石にて惣の石面てより五六分も内へ入たるが能候。

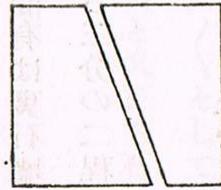
二十六 築 方

石かさね等のあしき石垣の事

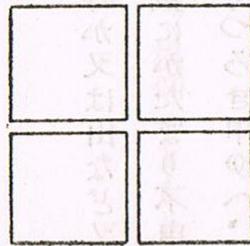
石かさねと云は、平石を上下同様に重ねたるをいうにて、繪図にしるす。



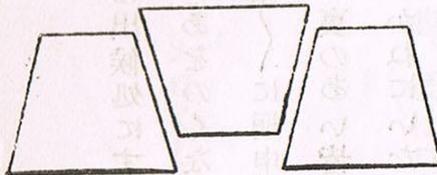
か様に  
重ねたる  
あして



もたれ  
つき  
あして



きれ石  
あして



割つき  
あして

二十七 以 栗石 爲 胴籠 方

胴籠と云は隅にても平石にても、繩通を見て能く思ふ時跡にかい詰又は兩の石のうこかぬ様にはり合の石を能かいて、其後ろのあいくへくり石を能すきまなく鉄てこうてつき込事也。少にてもくつろきあれば、あしく候。

二十八 就石墻高下好平石方 口伝

## 二十九 出隅人方隅 口伝

## 三十 將棊隅方

是は隅なまかねにて將棊のこまのかしらのごとくなるによりてかくいふ。又急のき隅ともいう也。隅殊の外築にくき物也。さるによりて大工に其すみの形に、大かねのごとくにさせ、それを定木にして立、隅ゆがまぬ様に築き候。のりは真かねの隅同前平も同じ事也。

## 三十一 裏石墻方

是は平地と高く石墻にいたし、うしろに置土を入れる時か又は山など又岸などより水の出候処にする物也。先に諭は七八間の石墻築申に、置土にては俄にかたまり不申ゆへに石墻後へあをのくなり又水出る岸は水にて土そろくくづれ候により、石くつろき申ゆへ、石垣くるひ次第くくに崩申候それゆへ、裏石墻といふをする也。高五間有は裏石墻三間ばかりのけて仕候。おもて裏のあい皆栗石也と心得べし。裏石垣の高さは表の高さ三分の二程にて能候。のりは表の石墻よりかねにいたしたるが能候

## 三十二 摺合石墻方 口伝

## 三十三 布築方 口伝

## 三十四 目通方 口伝

三十五 玄翁摺合 口傳

三十六 簾目方 口傳

三十七 待石方

待石と云は其平五十間も有之時、水繩長くとして度々見るもむつかしきゆへ、平にて五間七間の内に水繩の通り能石よきにしるしをして置、其あいくの石を待石と又まち石へ繩を引とおし、出入をなおす也。委は口伝有

(卷物第四卷)

三十八 水撃石墻方

水たゞき石墻。是は土代木入根石ひかへ長きを好也。根仰つよく上にて仰のくべし。おほくしたるが能候。栗石などもじやうぶに入べし。口伝有

三十九 平均際方

ならし石は、いか様の石墻にても前方より心得有之事なり。平均うすくならざる様に仕たが能也。塀下なれば土代木置跡七八寸もあまり申石をいたすべし。

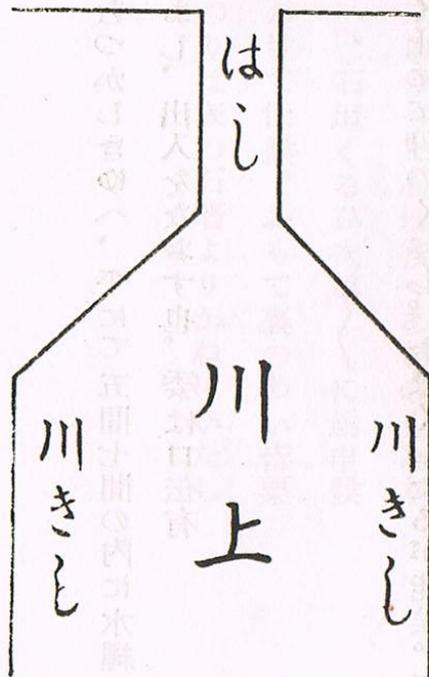
四十 水除石墻方

水かけ石墻は土代木表裏に入杭木打込れ次第打込、土代木の前に捨石をたくさんにして其あひくに杭をうつべし。扱根石より壹間程上へは、随分おゞきなる石のひかへ長きを築たるが能候。かひ石はり合、胴込に念を入べし、栗石も常の

石垣よりも多く入べし。川に寄水をつよくあたる所々有べし。其所に心得有事。口伝

### 四十一 橋台方

橋台石垣殊の外むつかしき物なり。多分橋をみじかくして少のついでをかながへ、橋台を両方より築出しするなり。是故に水強くあたり度々崩れ、橋をそこなひ申也。同じく橋長くとして橋台少も不出、惣の石墻とひとしくして其内橋台の所、土代木石も念を入仕候ばゞ、水にさのみのならみやみまじく候。それも所により主人の好により橋台築出しする事も有べし。左様の時は河上を如此樂たるが也。 繪図にしるす。



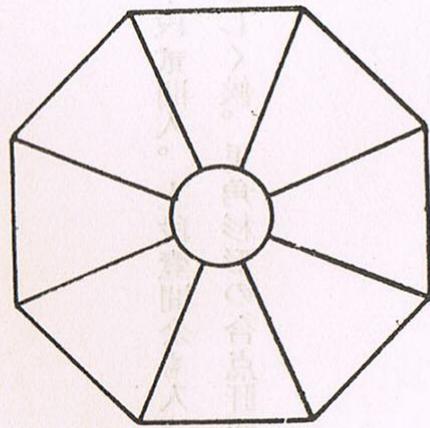
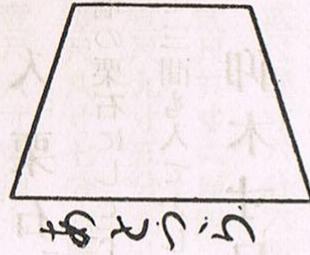
- 四十二 見地心止石墻方 口傳
- 四十三 山形石墻方 口傳

## 四十四 鴈木石墻方

鴈規石墻の仕様は上之段と下之段と水よくきわめさや水杭打や上より下へ繩つよく張、其間割合せ中段二ヶ所に繩にあふ様に石居て、其繩を請ていたすべし。段が数段の高サふんこみのひろさ好しによつて違ふゆへしるさず。兎角段石のかさね深くすべし。貳寸、貳寸余もかさぬべし。少前をさけて石居<sup>すえる</sup>べし水とりの心也。左なければ石段くるふ物也。委は口伝

## 四十五 城内井戸石定方附築方

井戸石墻には仰なきもの也。築様は真中にさけ、繩におもき物を着ゆかまさる様にして置、其下繩を証拠にしてさし合せく築也。又野つら石にて築も此心持也、是も石垣の石切無之様に專一也。井戸石は石の形か様にする也。



井戸の丸次第に算用して石の寸法定者也

## 四十六 補隅石闕方

隅石物に当りてかけたる時、其石のわれを粉にして、松やにてねりかけたる所を火にて暖め、右ねりたる物にてつくろひかたく、ひはそろく石切につくろはするにもとのごとし。雨露かよりてもはなれぬ物也。

四十七 取海中石方 口傳

四十八 入栗石方

喩は高サ七間之石墻の栗石にして下段石尻より跡へ、貳間半入。中段貳間入。上段壹間余も入。是も大形如是。地心あしき処なれば下段にて三間も入てよし。栗石あまりこまやかなるはあしく候。兎角杉形の合点肝要に候

四十九 仰木寸尺方

長サ九尺 厚サ六分  
はゞ三寸五分

五十 手木寸尺方

長七尺 厚サ二分五分  
はゞ三寸五分

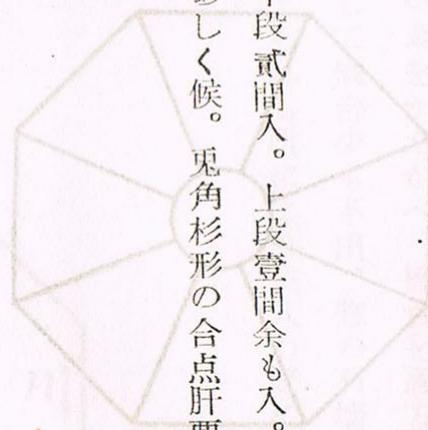
八尺手木 幅四寸五分 厚サ三寸五分

九尺手木 幅厚サ同前

二間手木 幅五寸 厚サ四寸

二間半の手木も同前

三間手木 幅七寸 厚サ六寸



(卷物第五卷)

五十一 籌量石方

壹間四方壹坪に

四ツ積ノ石面 三尺貳寸五分

五ツ積ノ石面 貳尺九寸六厘

六ツ積ノ石面 貳尺六寸五分三余

七ツ積ノ石面 貳尺四寸五分六厘

八ツ積ノ石面 貳尺貳寸九分八厘

九ツ積ノ石面 貳尺壹寸六分六厘

十積 石面 貳尺五寸六厘四

十一積 石面 壹尺九寸五分九八

十二積 石面 壹尺八寸七分六厘

十三積 石面 壹尺八寸貳厘七

十四積 石面 壹尺七寸三分八余

十五積 石面 壹尺六寸七分八厘

十六積 石面 壹尺六寸貳分四厘

十七積 石面 壹尺五寸七分六厘  
 十八積 石面 壹尺五寸三分貳厘  
 十九積 石面 壹尺四寸九分壹厘  
 二十積 石面 壹尺四寸五分三厘  
 二十一積 云ハ四尺五寸九分六厘  
 二十二積 云ハ三尺七寸五分貳厘

五十二 方々石墻規矩手鑿

武州江戸殿守台法

高 六 間

壹間目 貳尺九寸 二間目 貳尺七寸  
 三間目 貳尺五寸 四間目 貳尺貳寸  
 五間目 壹尺九寸 六間目 壹尺六寸

四間之小殿守台法

壹間目 貳尺 二間目 壹尺八寸  
 三間目 壹尺五寸五分 四間目 壹尺二寸五分

昔之御殿守台法

高 十 一 間

壹間目 三尺二寸五分 二間目 三尺壹寸

三間目 三尺 四間目 貳尺九寸

五間目 貳尺七寸五分 六間目 貳尺五寸五分

七間目 貳尺三寸 八間目 貳尺

九間目 壹尺六寸五分 拾間目 壹尺二寸

十一間目 六寸

### 同小殿守法 高七間半

壹間目 貳尺五寸五分 貳間目 貳尺三寸

三間目 貳尺一寸四分 四間目 壹尺九寸八分

五間目 壹尺七寸七分 六間目 壹尺四寸九分

七間目 壹尺壹寸 半 間 貳寸六分

### 二条御城御本丸 高八間

壹間目 貳尺七寸五分 二間目 貳尺六寸八分

三間目 貳尺五寸五分 四間目 貳尺三寸五分

五間目 貳尺壹寸 六間目 壹尺七寸三分

七間目 壹尺貳寸五分 八間目 七寸

二條二之丸 高六間半

壹間目 貳尺八寸 貳間目 貳尺六寸

三間目 貳尺貳寸 四間目 壹尺七寸五分

五間目 壹尺貳寸 六間目 八寸五分

半間目 三寸

二条御殿守台 高拾間

一間目 三尺三寸 貳間目 三尺五分

三間目 貳尺九寸五分 四間目 貳尺八寸

五間目 貳尺五寸三分 六間目 貳尺四寸三分

七間目 貳尺壹寸八分 八間目 壹尺八寸三分

九間目 壹尺四寸三分 拾間目 八寸

大坂石墻 高拾七間

壹間目 四尺五寸 貳間目 四尺四寸

三間目 四尺三寸五分 四間目 四尺三寸

五間目 四尺貳寸五分 六間目 四尺壹寸五分

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 七間目  | 四尺五分   | 八間目  | 三尺九寸五分 |
| 九間目  | 三尺八寸   | 十間目  | 三尺五寸五分 |
| 十一間目 | 三尺四寸五分 | 十二間目 | 三尺一寸五分 |
| 十三間目 | 貳尺八寸   | 十四間目 | 貳尺四寸   |
| 十五間目 | 壹尺九寸   | 十六間目 | 壹尺三寸   |
| 十七間目 | 七寸六分   |      |        |

大坂御殿守台 高七間

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 壹間目 | 貳尺六寸壹分 | 三間目 | 貳尺五寸五分 |
| 三間目 | 貳尺三寸五分 | 四間目 | 貳尺一寸五分 |
| 五間目 | 壹尺八寸五分 | 六間目 | 壹尺四寸五分 |
| 七間目 | 八寸     |     |        |

同 小殿守台 高五間

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 壹間目 | 壹尺八寸六分 | 二間目 | 壹尺七寸壹分 |
| 三間目 | 壹尺五寸五分 | 四間目 | 壹尺二寸壹分 |
| 五間目 | 七寸     |     |        |

江戸中御殿守台 高七間

|     |        |     |      |
|-----|--------|-----|------|
| 壹間目 | 貳尺七寸五分 | 二間目 | 貳尺五寸 |
| 三間目 | 貳尺貳寸五分 | 四間目 | 貳尺   |
| 五間目 | 壹尺七寸五分 | 六間目 | 壹尺五寸 |
| 七間目 | 壹尺貳寸五分 |     |      |

### 高二間之舛形法

|     |      |     |    |
|-----|------|-----|----|
| 壹間目 | 九寸五分 | 二間目 | 八寸 |
|-----|------|-----|----|

|     |      |
|-----|------|
| 三間目 | 五寸五分 |
|-----|------|

舛形は八寸法九寸法可然候

### 石拾貳間之石墻

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 壹間目  | 三尺七寸   | 二間目  | 三尺六寸五分 |
| 三間目  | 三尺四寸五分 | 四間目  | 三尺二寸五分 |
| 五間目  | 三尺五分   | 六間目  | 貳尺八寸   |
| 七間目  | 貳尺五寸五分 | 八間目  | 貳尺三寸   |
| 九間目  | 貳尺五分   | 十間目  | 壹尺七寸五分 |
| 十一間目 | 壹尺四寸   | 十二間目 | 九寸     |

### 加賀国石墻法 高六間半

壹間目 貳尺四寸

貳間目 貳尺三寸

三間目 貳尺壹寸五分

四間目 壹尺八寸五分

五間目 壹尺五寸

六間目 壹尺壹寸

半間目 四寸

右ケ条の品々あらまし志るし侍りぬ。委くは書きつくしかたし、能合点せんとなれば其丁場に至り土代木を入れるより角石のすわり、脇石の付様、平石のなおし様、定木を立、水繩をひき、角に敷かねひらにかい石かい詰、胴込はりあいいたる迄、皆心持有之、此外いろ／＼前にしるす。先はへらの事よりはじめて手に取、目のまへに見されは難成ものなり、しかあれとも、さのみむつかしき品あらず、唯のりあいには大事有としるべし、それも高下になれ石墻に功をつみなば、自然と善あしのわかち知らるへし、やゝもすれば、しろうと口にまかせ石垣にわたくし名を付るかやうの事ありやなと尋るあり、たゞ知らさると答てやむへし、又いわれさる難を云て見るもあるへし、尤といらへてとんちやくあるべからず、此後つよく執心たるゆへ難遁心の及ふ処如此、一子の外努々他言他見不可有者也（以上にて石墻書五卷終り）

## 大橋初り之事

（此文書は弘化二年冬記されたもので延宝元年より百七十三年目、昭和二十六年より百七十年前なり）

抑、錦帯橋は、玄真院様（先君吉川広嘉公）御代延宝元丁亥春より御普請にて同秋成就なり、しかるに翌子ノ年の夏洪水強くゆへ石台四山之内三台崩落、横山地一台残り、以今其台故たい方相違有之、尤最初石台之内刎橋三反ともに一統にて有之由、一刎損し候ときは忽刎の煩に相成申候、それゆへ其後は一刎／＼に被仰付候事

一、右石台三山御普請被仰付、石方役人戸川理右衛門、中野又右衛門、新見十郎左衛門等被差出、其時湯淺七右衛門儀右三人の手伝相勤候。石台刎出は丈夫に相成候へとも、川中敷石、川下より自然くと流捨難し留に付て、延宝四年七右衛門儀近江表戸波駿河方へ被差遣、要害之趣且は大川下敷石仕法をも稽古いたし、秘法相用、其時分より以今無様子事候。但、最初台高さ三間余にて候処、何れも洪水難凌四尺宛に高増、横山地は有懸り之分え四尺築足相調候事

### 川中敷石の仕法

右最初台中墨より川上え六十間、川下え六十間、大石中石小石交合、数万艘捨石相調候事

一、中敷石右同台中墨より川上四拾間、川下四拾間合八拾間、荒敷石上中下まぜ合敷方之事

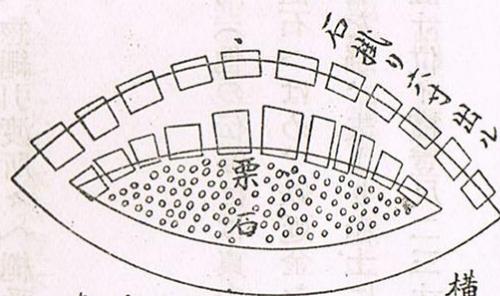
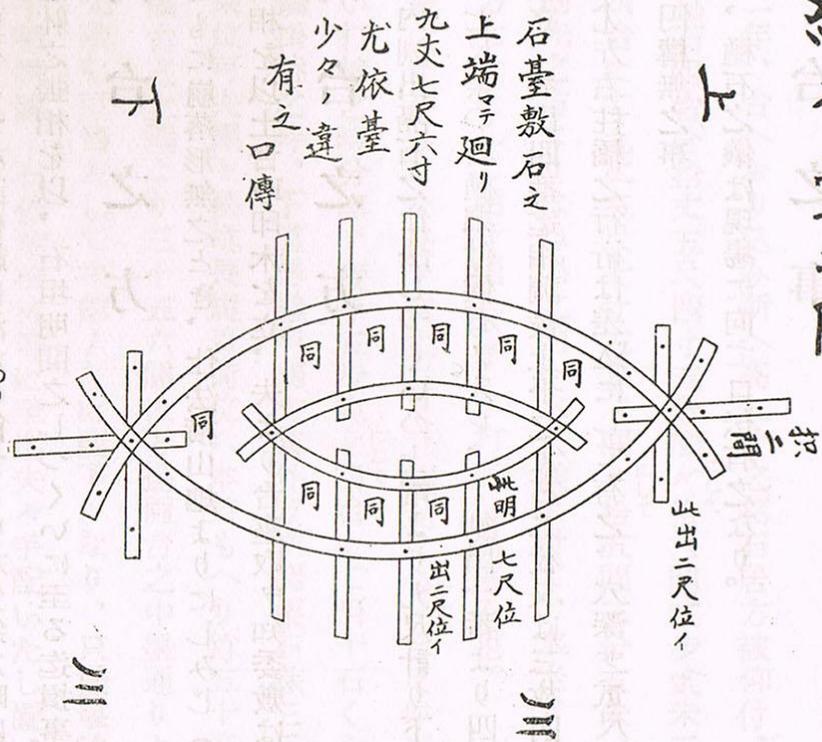
一、上ノ敷石石台中墨より上下ともに貳拾間宛上中下之石交あわせ中くぼに敷石相調、生松之乱杭打廻し敷石は随分せり込植石を専として相調也

### 橋台下編木台仕法

是は生松の大木三間四間亦は五間之木を以組合せ、土台石外面六尺程つゝ川中へひきわたし、石かかり五六寸にして両面石墻其内そう(惣)栗石を入、石垣の仰り一間に壹尺又は九寸よして相整、尤横山地石台は格別なり。

### 編木台之圖面

# 編木臺之圖



一、台石牆組建之仕法、右如図下石仰相極、石組揃次第く〜にせいろろを組、川上下へ松拵之丈夫なる長木をいはへ、道を出來、上下へ轆轤を立、台之上石牆石望所へ取上候。尤根石マテノリ相極候ゆへ可有二分別一候。上幅其外ともに根石居様を以、大に相違有之故甚ダ大事。口伝

## 台 築 仕 立

石台築立、台木より六寸ほど川面へ出し裏石垣を調削出五尺位下までは裏石之内栗石を詰候、仰方其外口に有之なり。但台の中栗石ニテ相調候趣は洪水の節台ノ中水気無之時は、自然くくと水押強くゆへ外水に連れ台底より次第くくに水揚、惣躰之張相を以、石垣明間之しつくいに至る迄損事無之候事

## 同 台 之 方

右台四山ともに崩落形無之とき、仕法横山地よりにしみじ（錦見地）へ物繩引渡所々へ繩受の竹にても木にても枕を立荒墨見合、割相を以土台取印木を立、夫より台座取ヲ知委敷は口伝

## 同 台 之 方

一、同石台之内削出隔石之仕法しつくいの上端より九尺計り下り、土山内（他の伝写には真中にとある）へ五通壹尺五寸余の角石長さ七尺余の石樋堀付候石ヲ入レ、削出一番より四番まで右樋石へはめ、鉄延金を以巻堅め間ニ栗石を詰、川表間は石垣築立、削出四番迄相調候上平之大石二枚又は三枚四枚にて押石を懸、夫より赤土にて随分堅め、其上しつくいにて打堅候。尤左右柱橋之行桁は差込にして有之、穴深サ貳尺又は壹尺五寸位イ横壹尺二三寸ばかりの石穴有之、台内石垣しつくい一円構無之事

但隔石寸尺、樋石之儀は現場に向て口伝有之なり。

## 同 台 之 事

台川上下平石ケンサキノ石、鉛のチキリ、石壹ツへ六所ツゝ一チキリ鉛四斤ほど入候なり。但川平ノ方ハ赤土にて鑄形

下地を出来鑄込随分推堅メ候事

一、元祿十二年、台へおり込み所へ高五寸之葛石居方被仰付、しつくいもかつら石とひとしく打方被仰付候事

但葛石四台合拾丈五尺四寸五分間<sup>にして</sup>拾六間貳步貳朱三味なり。

地幅上下四台にて九丈五尺七寸五步、間<sup>にして</sup>拾五間三分五朱、河内石にて出来候事

一、同年台劍先之方よりはね出之内へ水入候に付て、水走りよくよふ（能様と他書にある）亀之甲石を付候。劍先の方高三寸、台之方七寸にして明き間しつくい打廻し出来る也。

一、土台舛形広サ平シニ長サ壹丈三尺、幅九尺心<sup>にして</sup>合尺坪百拾七坪、四台合て四百六十八坪なり。

一、しつくい打替之時分厚サ壹寸五步宛<sup>にして</sup>四台にて四十石くらいなり。

一、川上刎橋掛替之時、下道誘様川関方其外方逆関栗石俵三千二百俵位。

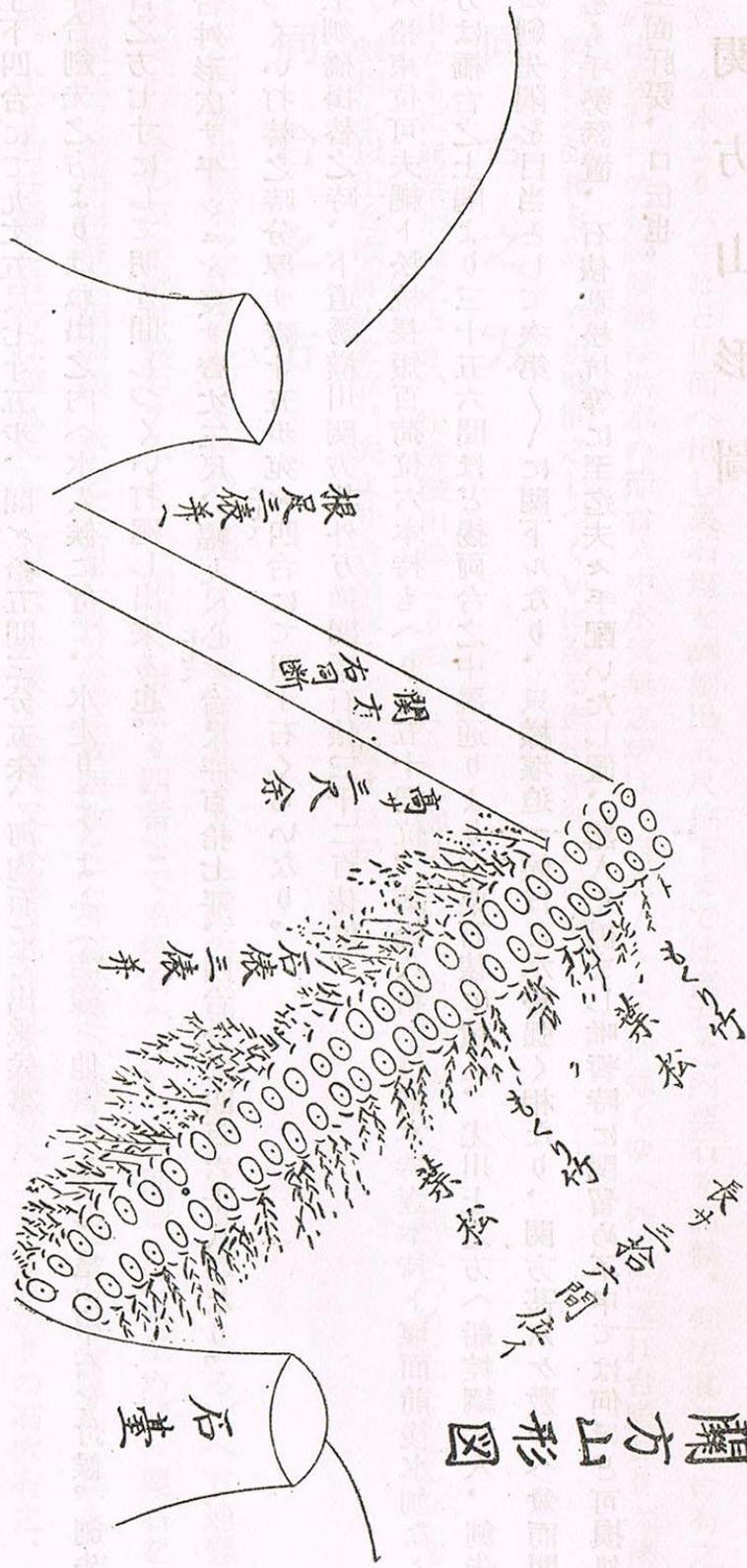
大繩百六拾束位可夫繩ト松杭長短百荷位六本持もへり竹五十把位。葉松八拾本位貳本持壹本持ト堰面前後水刎なふり。

右関方は橋台之上隅より三十五六間ほど揚両台之中墨通りより右栗石俵に積込、尤川上之方へ船控綱を入、劍先より左右石台の劍先隅を目当として次第<sup>く</sup>に関下ルなり、只様堰迫<sup>へ</sup>候ほど水勢強く相なり、関方甚六ヶ敷ゆへ兼而関留之時は人足をも手勢誘置、石俵葉松杭等に至迄夫々手配いたし置、諸人を働まし唯暫時に関留め不申ては何ほど可損処難見、人足の工面肝要、口伝也。

## 関方山形圖

関式山紙圖

關方日彩圖



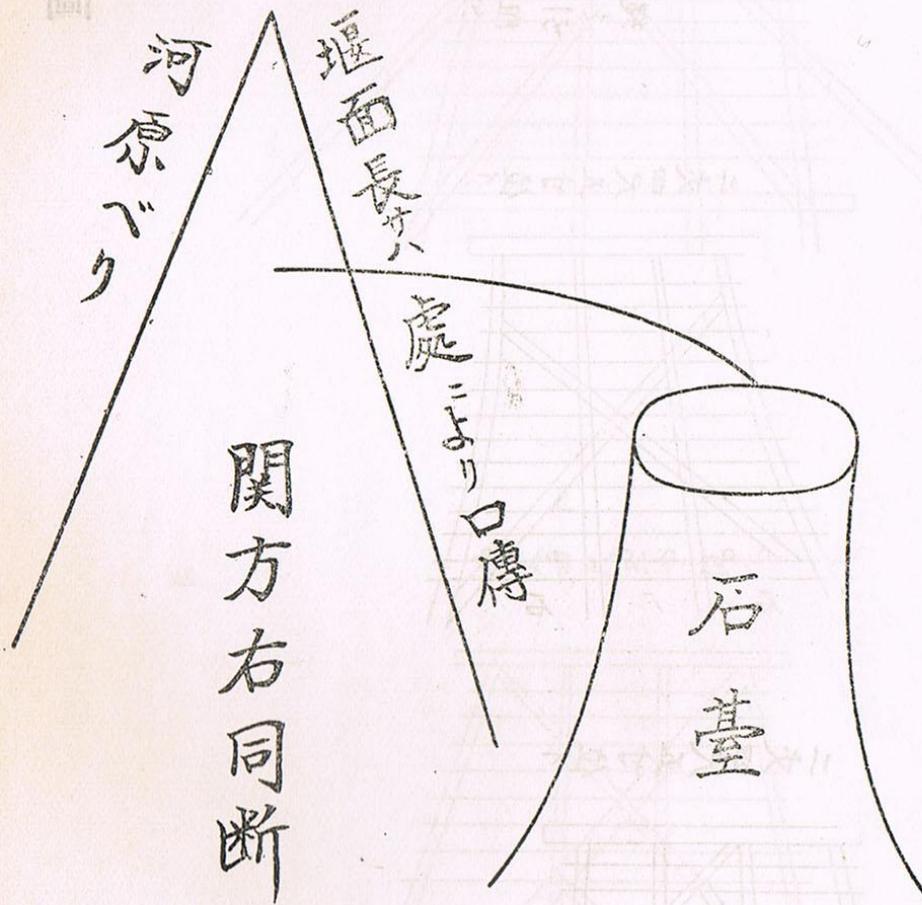
片関の圖

右図面は川真中の反り懸替之時、三角関の法也。尤川筋により一方へ川筋付候時は片関にて見合、口伝有之。

一、関方相濟候ては道柱立方大ほう(方?)十一組程一組四本からみ堀込へ二番目の敷石取揚、柱根四五尺ほどほり込、

根からみ拵引渡し、鍍にて打堅め、夫より七八寸の竹にて足懸りに相成候様ゆい上り筋かい長拵をわたし同鍍にて相堅め拾壹組立揃え上川上川下に大竹にて敷石之上端より壹間半も上りゆひ堅メ柱立様は橋の上より綱をおろし、拵へ結付人数を以引上候。尤左右よりはり繩を付振り無之様にたて候也。但道柱かならず拾壹組にかぎりたる事はなし。

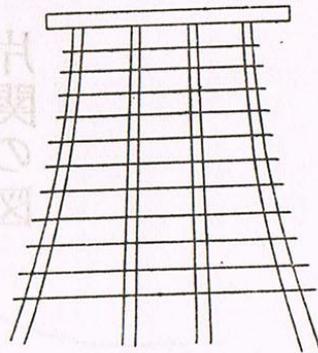
片関の図



葦井の圖

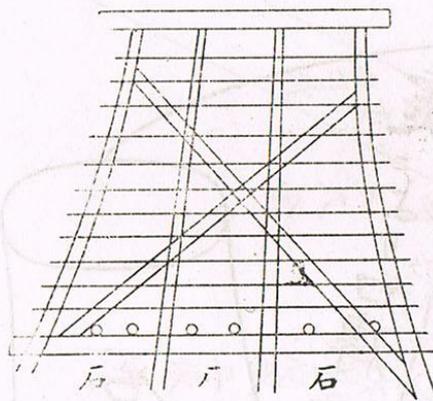
# 道柱乃圖

二丈四尺五寸位

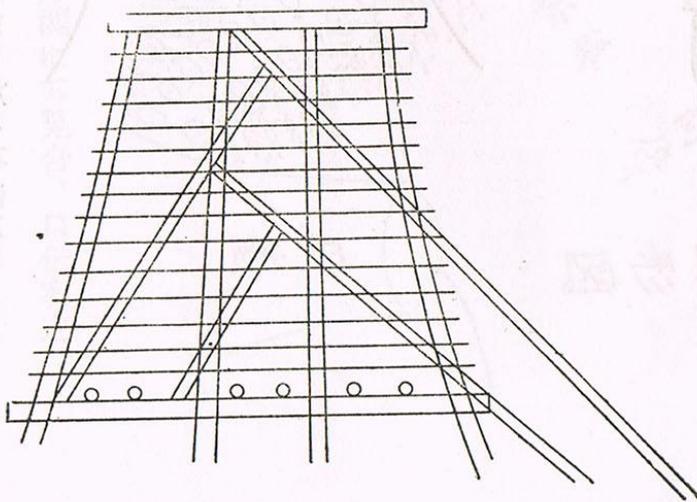


下廣サ石山下角々  
繩を引組く

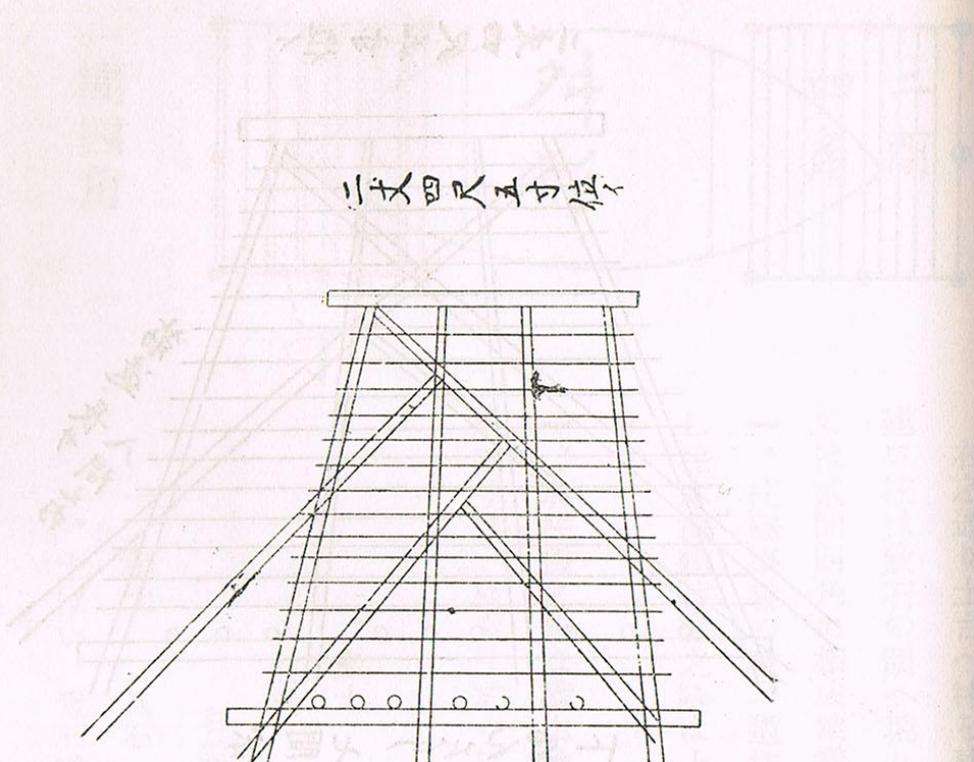
二丈四尺五寸位



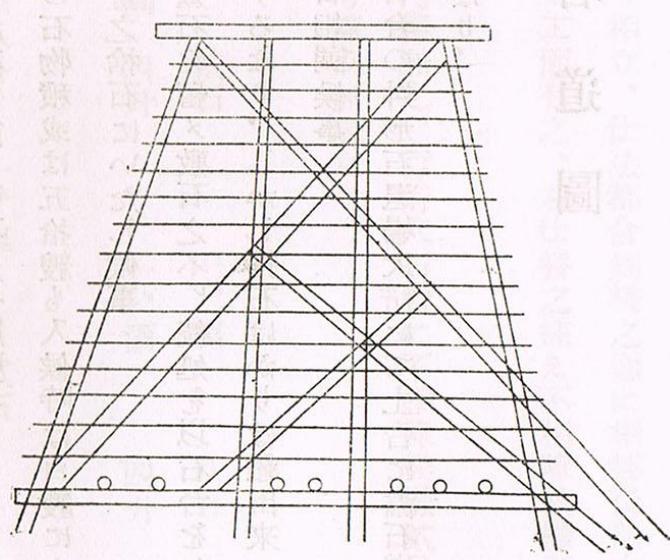
二丈四尺五寸位



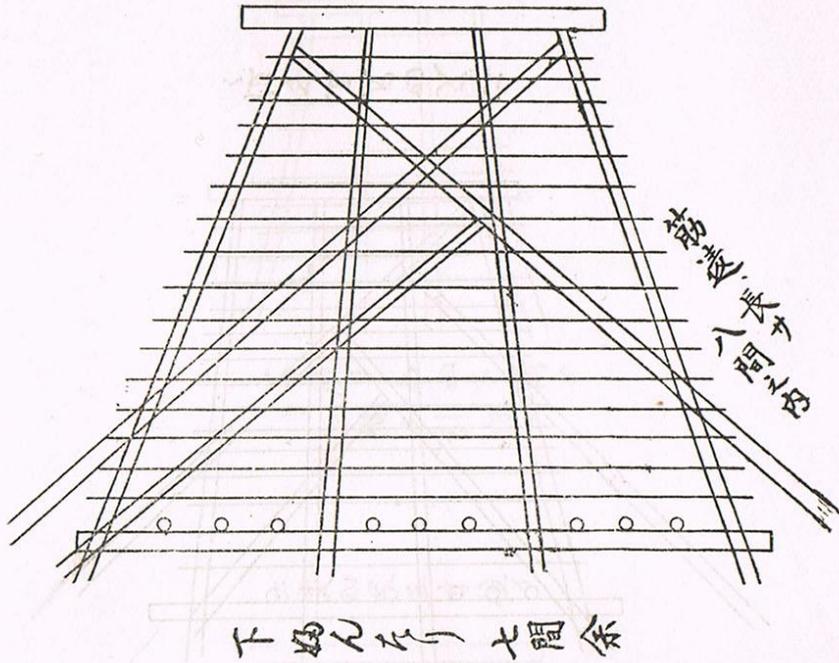
二丈四尺五寸位



二丈四尺五寸位

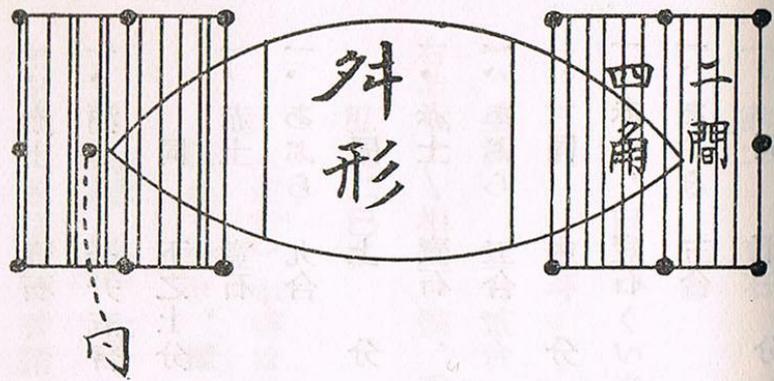


二丈四尺五寸位



- 右図の如く柱立候て川中ほど広く柱建候事、さ候へば道柱ふんはりは不揃なり、勿論下ふんはりは一くさりより順々広くなり。但、筋替は水道に不<sub>二</sub>相障<sub>一</sub>様兼て見合肝要なり。
- 一、関方相濟候ては柱建候節、敷石見合肝要也。
  - 一、道柱取退敷繕の石物積或は五拾艘も入候時は百艘にもいたし置、出来候上、敷留之捨石にいたし候事
  - 但捨石之蔭を以敷石を留メ敷石之不<sub>レ</sub>続処を以石台をたもち、然ば捨石を本とするなり、しかし捨石ばかりは難出来ニ付て右之時分無油断捨石相調候事
  - 一、芻橋掛替之時石台の舛形石退場大楯にて土台に添石道掛取退いたし候見合肝要なり。

右石道圖



右之通り土台へ柱を建、図の如くして台川上川下ともに二番げころを以しゆるをかき付也。

建口柱は敷石の間へ掘り込、石台之根石角より三尺余も出し、掘り立、左すれば上の石ばなにては貳間四角に相成候様立候事

一、柱橋掛替の時、道柱十一組ほど一組四本づつ相立、仕法都合刎橋之通に相替後無之、しかし柱木損建替有之時は上下横からみ竹繕方兼ねて工面有之、右仕替之柱え不相障候様可相調なり。

一、右柱橋之時は横山地錦見地ともに石台に一円構無之、行桁穴石台に不相障候様貳尺又は壹尺五寸位、横壹尺貳寸位の穴有之、石垣其外少も障り無之なり。

しつくいの仕法

- 一、赤土 四石 一、石灰 貳石 一、塩 八斗
- 一、土灰 四斗 一、胡麻油 四升 一、酒 四升

右両土台しつくい下打方之分

- 一、赤土 八石 一、石灰 四石八斗 一、塩 貳石
- 一、土ばい 壹石貳斗 一、あぶら 貳斗 一、酒 貳斗

同しつくい上分

- 一、赤土 壹石 一、石灰 五斗 一、塩 三斗 一、土灰 四斗五升

一、あぶら 貳升五合 一、生酒 貳升五合

同 中之分

一、赤土 壹石 一、石灰 四斗五升 一、塩 三斗 一、土ぼろ 四斗

一、あぶら 壹升五合 一、酒 貳升

同 下之分

一、赤土 壹石 一、石灰 三斗 一、塩 三斗 一、あぶら 壹升五合

一、酒 一升五合

同 下之上分

一、赤土 壹石 一、石灰 三斗 一、塩 貳斗五升 一、土灰 三斗

一、あぶら 九合 一、酒 九合

同 上分

一、赤土 壹石 一、石灰 貳斗五升 一、塩 貳斗 一、土灰 壹斗五升

一、あぶら 五合 一、酒 五合

同 中分

一、赤土 壹石 一、石灰 壹斗五升 一、塩 壹斗五升 一、土灰 壹斗

一、あぶら 五合

同 下分

一、赤土 壹石 一、石灰 五升 一、塩 壹斗 一、土灰 貳斗

一、あぶら 三合 一、酒 三合

一、白しつくい之事

一、石灰 五斗 一、油子 百拾目 一、ふのり 百拾目 一、あぶら 壹升貳合

一、生酒 壹升貳合

右あらく相調申候、委しくは本卷に口伝有之也

弘化二己冬

(注意) 本書は弘化二年の筆写を謄写したるものなれども尙湯浅家には其より十八年前の文政十年亥三月の筆写伝わり居り、概ね同文なり。(永田)

### 湯浅表賞令書

左記の三通は石墻普請の功勞に対し藩政府より其時の当主湯浅平左衛門へ下された藩主表賞の令書とも見るべきものである。其一は丑十二月とあるから天保十二年、即ち湯浅家としては七右衛門より第十代目の平左衛門に属する。其二(弘化二年)其三とも此平左衛門に下され而して其三は平左衛門の嗣子に皆伝を授けたる時の藩府沙汰書である。

(其一)

湯浅平左衛門

右家筋伝来穴生方一途一子伝迄茂得伝授候段届出候右躰皆伝之期に至候段出精故之儀神妙之事候依之為御称美於于時

金二百疋被下置候との御事

丑 十二月

(其二)

湯 浅 平 左 衛 門

右去丑年家筋伝来之穴生方得皆伝候以来御土筒方且水損之場相取繕大橋御普請方等段々御用相勤候付取持之趣茂有之被是令苦候し筋に被為対先年御預被仰付候一石被戻下知高引合貳拾石に被仰付候との御事

巳 十二月

(其三)

湯 浅 平 左 衛 門

右世倅幾助に石方一途一子伝迄も伝授相济候趣届出候右躰皆伝之期に至候段出精致苦勞候故之儀神妙之事候依之被成御意候との御事

(注意) 其三には年月なし、何れの代の平左衛門なるや知る由もないが、第五代第七代の平左衛門には幾助なる皆伝受授者が不在から其一其二の平左衛門であろうと思う。

湯浅平左衛門(七右衛門より第十代当主)より提出し

たる工事担当御下命出願書

(稿草)

此文書も亦湯浅家に一件書類と共に保存されるもので天保十二年丑十二月に藩府より一子相伝を受けた令書の当人が、

其後工事担当を出願し、湯浅家が歴代石墻築造に特別の技術を有する家たるを縷々陳情したる文面に依りて見るも、七右衛門以来年所を経ること已に久しく、世情交故多くして漸く家名の忘れられ、他の工事家新に出でて自家の取残されしを歎き此くも長文を縷陳せざるを得ざるに至れるかと想像すべき理由なきにあらずである。其れは兎に角、錦帯橋再建と湯浅家との関係実を確める一資料として茲に廢紙にひとしき墨痕を齧へして再三読解左に写しおくものである。

此草稿には平左衛門孫に當る湯浅当主が左の添書きを紙端に為し居るを見る。

『岩国藩の土工方の師家たるの証なり、祖父平左衛門の筆にして、工事を申付られたき願出の下書なり』

### 覺

私儀家条伝来要害用石垣仕法普請方之儀は私方先祖湯浅七右衛門代に至り錦帯橋御普請御惠も被為在

乍恐

玄真院様御代延宝元年亥の春より御普請被仰付同秋成就致候。然に翌年之夏洪水強候故石台四山之内三台崩落、横山地一  
台残り今以其台故台形相違有之、尤最初石台の内刎橋三反ともに一統にて有之由、一刎損候時は惣刎之煩に相成、夫故其  
後は一刎宛に被仰付候故、石台三山御普請被仰付、其節石方役人として戸川理右衛門、中野又右衛門、新見十郎左衛門等  
被差出、其時私方先祖湯浅七右衛門儀右三人之手伝相勤、石台刎出は丈夫に相成候得共川中敷石川下より自然くと流捨  
難留候に付て延宝四年右七右衛門儀近江表に而戸波駿河方へ被差遣要害之趣且は大川下敷石仕法其外筋之義稽古致し候内  
師家筋におゐては本躰要害向へ相約り候趣、都而五十余目錄無残く伝授相済罷歸候。其後右秘法相用い御普請被仰付候故  
夫以来其時分より今以堅固に相見候。室木御開作築方被仰付右勤功にて元祿九年四石御加増、右勤功によつて横道彦右衛

門殿御職中四石米御加増被仰付（此処に、室木御開作築造の時の勳功に付元祿九年四石御加増云々の側註を加えてある）知高下地拾六石に引合貳拾石に被仰付、尤家条之義元来元相判兵衛と申者は湯淺家之次男に而御座候処朝鮮御陣の節御供に罷越、手柄之趣有之罷歸候後新規拾六石被下置、御家人に被為任、別家御取立被仰付候家条にて御座候。元祖より二代目七右衛門代以来祖父夢覚（平左衛門のことである。天明四年寃罪を被りて柱島へ流罪八年の苦を嘗めた。此人には観音靈顯の劇的物語がある）代迄三四代も代々の間何れも普請方之義連続仕来候。亡父与茂八代に至り其筋中絶仕候処、去る天保十一年子ノ春亡父義病氣差重り隱居之義御願申出候節、家筋伝来之業躰心得之義御物筋より御問合之趣も有之候得共、与茂八代中絶仕候程之義にて訳相難ニ相分り奉ニあやまり一其筋可階様も無御座候に付而は以後湯淺太平申談修練可仕段申出仕置候処、其後与茂八死去、私義家統之砌同夏重き御咎をも被仰付、知高之内一石米御預りに相成候に付其後追々稽古仕、翌丑ノ七月廿三日太平方ノ一子伝、其余流義向秘書等に至る迄皆伝相濟候故御届申出、同冬御称美として於干時金二百疋被下置

其後

喬松院様御清去之節御土筒方ノ被差出御塔方をも被仰付、其餘大橋御普請勘定、且は玖可組之内村々水損之場相取繕等御用相勤、去る弘化二年丑ノ暮以前御預りに相成居候一石米戻し被下、下地引合知高貳拾石被仰付彼是別而難有仕合に奉存候。就而は其筋彌以可相勵段不珍事に御座候得共普請方之義は都而書物前の中現場において口伝事等も数々有之物に御座候得共当時現場に御用向等も餘り被仰付も無御座、然ば拙自力を以石普請等現業之稽古仕候程の義も六ヶ敷事に御座候て無抛自然と怠勝と相成、不本意之訳にて甚以歎ケは敷奉存候。勿論いまだみじゆく者に御座候て其筋功者と申程之義にも無御座、第一御取繕向等之義は都而米錢御造作入之事に御座候へは強而御敷も難相成候得共、私代に至り候而は弟子中も両

三四人も有之、以前が私方帳付之羽口も数々有之候へは当時御普請向も数多有之候得共、湯浅太平同名五左門等には頻に被仰付候故、彌増巧者にも可相成旁以御遣勝手宜敷故之義にても可有御座故、私においては勘弁之前に御座候へ共私方においては、先祖七右衛門以來其向師家筋に相立居、當時も相応弟子取も有之事候得共御用向等不被仰付候而は、弟子中又は羽口之者え対し候而も面目も無之、実に心外之訳に御座候。亡父与茂八代等閑に打過候義も今更相考見候へは、本人においては被仰付候へは勿論可相勤義にても可有御座候へ共、当組に昇進以後は組内之かいきうケ間敷訳も有之、第一穴生方と申す役名は本躰御弓組之歩役同前之役柄にて御弓組においては組内一流可相勤位之物行ケと相考其余普請場出帳之義にても足輕分は、右之丁場も差向の見入においては同様之訳にて入柄によつては氣の毒に相考候者も有之、彼是紛敷勤様故私共之組内においては猶更氣受不宜訳にても可有御座候事哉と相考候へ共於私義は先年以來諸所御取繕向等にも度々被差出候節も元々所におゐて川除方同様被仰付候事に御座候へは御遣様におゐては、御弓組同様の訳にては無御座故、一円身柄之心外筋と申義は聊も無御座様に奉相考候

(注意、以下草稿なし、字形不明の処多く甚だ読解に苦しみ纔に謄写し得たり、不明の文字は其ままとしたり、  
読者其前後を見て読解せられよ)(永田)

## 観音大士靈驗記

錦見 観音寺公用

此の靈驗記は岩国市長久寺小路上みの寺町に在る觀音寺の旧記にして湯淺家に保存せらるゝ文書の一である。其の表紙に貼紙があつて其れに左の説明が加えてある。昭和四年一月湯淺………（不明）多分湯淺直文君の録したものである。

此一巻は岩国の觀音寺（扇町にあり）觀音の靈驗記なり、湯淺平左衛門（後に夢覺と改名）常に觀音を信じ居たるに、或時寃罪にて周防の柱島に流さる。同地にて断食して死せんとするに当り、觀音の靈驗ありたるものにして委細は此一巻に記せり、今当家に伝わる觀音の軸は平左衛門靈驗の姿を面に書かせしものなり、觀音寺には本巻を存し此一巻は其写しなり。

昭和四年一月

湯淺家第………

## 防州巖国錦見觀音寺 本尊夢中靈驗之記

夫レ当寺本尊聖觀自在菩薩ハ行基菩薩ノ作ナリ、素ヨリ弘誓ノ悲願、其ノ靈驗也勝テ数ベカラズ。茲ニ錦城ニ湯淺平左衛門ナル者アリ、去ル天明四年甲辰ノ八月、故有リテ同州ノ桂島ニ謫セラル、彼ノ地ニ居ルコト総テ八年、常ニ觀音薩埵ヲ念ズ、天明八年戊申ノ十月、自謂ラク、我久ク此地ニ素餐シテ、復何ノ益カ有ラン。今日ヨリ食ヲ断テ命ヲ終ルベシト、此由ヲ彼地ノ庄屋某甲ニ告ルニ、庄屋合点セズ、却テ断食止ム、然リト雖平左衛門一旦思立ソウロウ事ナレバ、一向開

入ズ、同十一月朔日ヨリ断食ス唯々一心ニ観音薩埵ヲ念ズル計ナリ、同十八日ノ夜、丑ノ刻トモ想頃ニ、忽夢中ニ一比丘ノ光明ヲ照耀テ、枕上ニ出現シ玉フヲ、睹奉ニ妙相端嚴ニメ、威容肅然タリ、平左衛門ト呼玉フコト三度、時ニ平左衛門掌ヲ合セテ、拜シ奉ルニ、相語曰、吾ハ是岩国観音寺本尊ナリ、汝ガ常ニ吾ヲ念ズル故ニ来ル、汝此頃食ヲ断テ、命ヲ終ントス、汝ガ命終ルベカラズ、宜ク食ヲ喫スベシ、久シカラズメ再ビ、主君ノ尊命ヲ蒙リ、旧里ニ帰ルベシ、若シ吾言ヲ疑ハ、明日必ズ嚴島ヨリ笈ヲ買人有りテ来ルベシ、此レニ託メ一首ノ和歌ヲ与フベシ、此レヲ以テ証トセヨト、言畢リテ去リス、是ニ於テ平左衛門夢覺テ歡喜ニ堪ズ、洗沐シテ遙ニ岩国ノ方ニ向テ、大悲薩埵ヲ拜シ奉ツル、翌クレハ十九日、果シテ嚴島ヨリ占屋榮助ト云モノ、笈ヲ買ニ来リ、計ス平左衛門ヲ尋ネテ、殷勤ニ話リ、寒ヲ厭ヘトテ、炭一俵並ニ短冊一枚ヲ贈リケリ、其ノ和歌ニ曰ク、

何氏ノ主、嶋ニサソラヘ玉ヘルヲ訪テ、炭テウ物ヲ送り參ラセテ申ス  
埋火ノ其沖中ヲ立チ帰ル、春ニ逢身ゾ御日出度炭 朗ト云云

同ク廿三日、庄屋粥ヲ煮テ進ム、数椀是ヲ喫スレドモ腹ニ満ズ、飯ヲ喫セント云、庄屋申スニハ、永々ノ断食、急ニ飯ヲ喫シ玉フハ宜シカルマジト止ムレト、平左衛門云ク、若シ飯ヲ喫ベ死スル成ラバ、我望処ナリト、又々飯ヲ喫スルニ、何障リモ無ク、是ヨリ平日ノ如シ、其後寛政三年辛亥五月廿二日、君命有リテ、旧里ニ召歸サレ、同四年壬子十一月廿三日明日殿下ニ罷リ出ベクトノ命アリ、廿四日出勤ノ処、此度経営ノ事アリ、昌明館石垣等ノ事ハ、汝ガ家ノ職ナリ穴太方請務メテ是ヲ成スベシトアリ、平左衛門人ニ語テ云ク吾再ビ、君ノ命ヲ蒙ルノ日ハ、先年柱島ニテ食ヲ断テ、又食ヲ喫スルノ月日ニ異ナラズ、実ニ全ク是レ、観音薩埵ノ御利生成リト云云、予是レ聞テ、憶念スルニ、経曰若シ無量百千万億ノ衆

